

## 2 申込資格

市営住宅の申込資格は下記のとおりです。

### ○家族で申込みする場合

【共通申込資格】と【家族向けの条件】の全てを満たすこと。

### ○単身で申込みする場合

【共通申込資格】と【単身向けの条件】の全てを満たすこと。

※資格と条件のいずれも満たすことが必要となりますので、ご確認ください。

### 【共通申込資格】－（１）～（９）の全ての資格を満たすこと。

- （１） 申込日時点において、申込者本人が原則、成年者であること。
- （２） 申込日時点において、申込者本人が札幌市内に居住し、住民登録があること、または札幌市外に居住しているが、札幌市内の勤務先に通勤していること。
- （３） 入居しようとする方全員に持ち家（札幌市内）がなく、現に住宅に困窮していること。
- （※注１）
- （４） 申込日時点において、世帯の月額所得額が158,000円（一部住宅については114,000円）以下であること。ただし、一定の要件に当てはまる世帯は、世帯の月額所得金額が214,000円（一部住宅については139,000円）以下に緩和されます（22・23ページ）。
- （５） 申込者本人が市町村民税を滞納していないこと。
- （６） 申込者本人及び同居しようとする親族（※注２）が、過去に市営住宅に入居していた場合は、未納の家賃やその他の市営住宅の使用に係る債務がないこと。
- （７） 申込者本人及び同居しようとする親族が、札幌市営住宅条例第32条第1項（第7号を除く）の規定による明渡しの請求を受けて過去5年以内に市営住宅を退去した者、または現に当該請求を受けている者でないこと。
- （８） 申込者本人及び同居しようとする親族が、入居指定日から1週間以内に入居できること。
- （９） 申込者本人及び同居しようとする親族が、暴力団員ではないこと（暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます）。

（※注１） 持ち家を手放す場合や取り壊す場合または災害等で次の①～③のいずれかに当てはまる場合は、持ち家がある場合でも申込みが可能です。

- ① 持ち家が「全壊」「全焼」の判定を受けている場合
- ② 持ち家が「大規模半壊」「半壊」「半焼」等の判定を受け、かつ、持ち家を住宅として再利用できない場合
- ③ 持ち家の解体・撤去により居住できない場合

なお、当選後の資格審査の際に、持ち家なくなったことを証明する書類（登記簿謄本や売買契約書、滅失証明書・解体契約書等）や、り災証明書等を提出していただきます。

（※注２） 市営住宅の申込みにおける親族とは、配偶者や6親等以内の血族、3親等以内の姻族をいいます（配偶者には婚約者、住民票の続柄が未届け（内縁関係）の夫または妻の方を含みます）。また、パートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けている方のパートナーは、配偶者と同じ取扱いとします。

**【家族向けの条件】 - 共通申込資格と（１０）・（１１）の全てを満たすこと。**

- （１０） 現に同居し、または同居しようとする親族がいること。
- ・ 戸籍上の配偶者がいる場合は、配偶者と共に入居すること。（※注３）
  - ・ 婚約中の方は、入居指定日から３か月以内に入籍して同居できること。
  - ・ 内縁関係の方は、原則、申込日時点において同一住所で、住民票の続柄が未届けの夫または妻となっているとともに、戸籍上の配偶者がいないこと。
- （１１） ４Ｋ以上の広さの住宅は４人以上で入居すること。

**【単身向けの条件】 - 共通申込資格と（１２）～（１４）の全てを満たすこと。**

- （１２） 申込者本人に、戸籍上の配偶者がいないこと、かつ、同居する親族がいないこと。  
（※注３）
- （１３） 申込者本人が、自炊が可能な程度で健康状態で、独立して日常生活を営めること  
（在宅介護等を受けて営めることを含む）。
- （１４） 申込日時点において申込者本人が、次の①～⑭のいずれかに当てはまること。
- ① ６０歳以上の方
  - ② 身体障害者手帳の交付を受けている方
  - ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（※注４）
  - ④ 療育手帳の交付を受けている方（※注４）
  - ⑤ 戦傷病者（特別項症～第６項症または第１款症）として認定されている方
  - ⑥ 原子爆弾による被爆者の方
  - ⑦ 生活保護を受けている方
  - ⑧ 中国残留邦人等支援給付を受けている方
  - ⑨ 海外からの引揚者で引揚後５年を経過していない方※海外からの引揚者とは、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた方
  - ⑩ ハンセン病療養所に入所していた方
  - ⑪ 配偶者（生活の本拠を共にする交際相手を含む）からの暴力の被害者で次のいずれかに当てはまる方
    - ア 一時保護または保護が終了した日から５年を経過していない方
    - イ 裁判所に申し立てをして保護命令が発令された日から５年を経過していない方
    - ウ 婦人相談所等による暴力被害に関する証明書等が発行された方
  - ⑫ 次のいずれかに当てはまる被災者
    - ア 発生から３年を経過していない災害により、居住していた住宅が滅失又は損傷された方
    - イ 国土交通大臣が指定する災害により居住していた住宅が滅失又は損傷された方
  - ⑬ 日本国籍を有しない方
  - ⑭ 児童相談所における自立の支援等が行われていた方（児童養護施設を退所された方を除く）

- ⑮ 拉致被害を受けた方
- ⑯ 次のいずれかに当てはまる犯罪等の被害を受けた方
- ア 犯罪等の被害により収入が減少した方
- イ 現に居住する住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、住居に居住することが困難になった方
- ⑰ 保護観察中の方又は更生緊急保護を受けている方
- ⑱ 現在、生活困窮者自立相談支援機関における自立の支援等が行われている方（自立支援計画の作成を受けている方に限る）
- ⑲ 里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設を退所した方、小規模住宅型児童養育事業、児童自立生活援助事業を利用したことがある方
- ⑳ 性自認が出生時に割り当てられた性と一致しない方、性的思考が異性に限らない方その他の典型的とされてきた性の在り方にとらわれない方
- ㉑ 札幌市に転入しようとする方又は転入してから5年を経過していない方で、次のいずれにも当てはまる方
- ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤をしていたこと
- イ 住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していたこと  
（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）（※注5）
- ㉒ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行うために施設や被支援者住宅の近隣に居住する必要がある介護士、保育士等

（※注3） 離婚に向け別居中の夫婦は、申込日時点において別居が確認でき、かつ、離婚の意思が確認できる場合（離婚調停中の方は、そのことを確認できる書類）に限り申込みが可能です。

（※注4） （14）のうち③・④・⑭に当てはまる方は、（13）の要件を満たしていることと市営住宅内で円満な社会共同生活ができることを確認するため、市が指定する書類を提出していただき、面接を受けていただく場合があります。面接等の結果でご入居いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（※注5） 東京圏のうち条件不利地域とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち、次の市町村を指します。

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

※ 東日本大震災の被災者のうち、子ども・被災者支援法に規定する支援対象地域に居住していた方については、住所要件や世帯要件が一部緩和されています。詳細については公社募集担当係（電話 011-205-3071）にお問い合わせください。